

社会福祉法人門真市社会福祉協議会

平成31年度 在宅福祉サービス事業 一覧

平成31年4月1日より実施

	ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業	障がい者等紙おむつ給付事業	ふとん丸洗い事業	ハウスクリーニングサービス事業
目的	ねたきり高齢者等をかかえる世帯の経済的負担を軽減し、かつ保健衛生の向上と、福祉の増進を図る。	障がい者等をかかえる世帯の経済的負担を軽減し、かつ保健衛生の向上と、福祉の増進を図る。	虚弱高齢者等の健康と衛生を保持し、もって福祉の増進を図る。	虚弱高齢者等の健康と衛生を保持し、もって福祉の増進を図る。
対象者	<p>1. 以下の<u>すべて</u>に該当するもの ①門真市に在宅在住で65歳以上の者 ②常時紙おむつを使用している者 ③市民税非課税世帯の者 ④要介護の認定を受けている者 <u>※但し、以下の者は除く</u> ・くすのき広域連合紙おむつ給付事業の対象者 ・認定で自立・要支援と認定を受けた者 ・生活保護を受給中の者</p> <p>2. 本会会長が認める者</p>	<p>1. 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持する者または特定疾患治療研究事業(難病医療費支援制度)の対象者で以下の<u>すべて</u>に該当する者 ①門真市に在宅在住で65歳以上の者 ②ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯である者 ③ふとんの衛生維持が困難な者 ④市民税非課税世帯の者 ⑤要介護の認定を受けている者 <u>※但し、以下の者は除く</u> ・くすのき広域連合紙おむつ給付事業の対象者 ・生活保護を受給中の者 ・障がい者手帳等の申請中の者</p> <p>2. 本会会長が認める者</p>	<p>1. 以下の<u>すべて</u>に該当する者 ①門真市に在宅在住で65歳以上の者 ②ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯である者 ③居室の衛生維持が困難な者 ④市民税非課税世帯の者 ⑤要介護の認定を受けている者 <u>※但し、以下の者は除く</u> ・認定で自立・要支援と認定を受けた者 ・認定で自立・要支援と認定を受けた者もしくは認定を受けていない者と同居する者 ・ノロウイルスやインフルエンザ等の感染する病気に感染している、または、嘔吐物等が付着し二次感染の可能性のある布団を使用している者。</p> <p>2. 本会会長が認める者</p>	<p>1. 以下の<u>すべて</u>に該当する者 ①門真市に在宅在住で65歳以上の者 ②ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯である者 ③居室の衛生維持が困難な者 ④市民税非課税世帯の者 ⑤要介護の認定を受けている者 <u>※但し、以下の者は除く</u> ・認定で自立・要支援と認定を受けた者 ・認定で自立・要支援と認定を受けた者もしくは認定を受けていない者と同居する者</p> <p>2. 本会会長が認める者</p>
申込み方法	申込書に必要事項を記入の上、本会に提出する。	申込書に必要事項を記入の上、本会に提出する。	申込書に必要事項を記入の上、本会に提出する。	申込書に立会人となる証明権者の署名捺印の上、本会に提出する。
証明権者	校区福祉委員・民生委員児童委員 訪問介護員・介護支援専門員 保健師・ケースワーカー等	校区福祉委員・民生委員児童委員 訪問介護員・介護支援専門員 保健師・ケースワーカー等	校区福祉委員・民生委員児童委員 訪問介護員・介護支援専門員 保健師・ケースワーカー等	校区福祉委員・民生委員児童委員 訪問介護員・介護支援専門員 保健師・ケースワーカー等
費用	無料 但し、申請に虚偽があった際は、サービスに要した費用の返還を求める。	無料 但し、申請に虚偽があった際は、サービスに要した費用の返還を求める。	無料 但し、申請に虚偽があった際は、サービスに要した費用の返還を求める。	サービスについては無料とする。 但し、サービスを実施するために必要な光熱水費及び清掃専門業者車両の駐車料金について必要がある場合には対象者の負担とする。 また、申請に虚偽があった際は、サービスに要した費用の返還を求める。
実施	紙おむつを支給する(年1回規定枚数を給付)。 種類: フラットタイプ、パットタイプ、パンツタイプ等	紙おむつを支給する(年1回規定枚数を給付)。 種類: フラットタイプ、パットタイプ、パンツタイプ等	隔年度1回とする	1世帯あたり年度1回とする。但し定期的にホームヘルパーの派遣を受けている場合は隔年度の実施とする。(2人による2時間程度の清掃)
その他	年度末の申請分につきまして、3月19日までの申請分を今年度分として受付させて頂きます。	年度末の申請分につきまして、3月19日までの申請分を今年度分として受付させて頂きます。	○日常使用している布団で、敷布団・掛布団・毛布の各1枚ずつ。敷布団・掛布団の代替あり。 ○年度末の申請につきましては、3月19日までの申請で、次年度4月10日までに受取可能分を今年度分として受付させて頂きます。	○清掃開始から終了までの時間、立会人(証明権者等)の同席が必要。(親族は不可) ○日常生活を行なっている場所に限る。 (新築、リフォーム後やアパートなどの共同の洗面所、便所等は除く。) ○年度末の申請につきましては、3月19日までの申請で、次年度4月10日までに実施可能分を今年度分として受付させて頂きます。